

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県	
3. 市区町村名	別府市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	別府市内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である18歳到達後、最初の3月31日までにある者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和1年12月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	25	
10. 保護評価書の名称	別府市 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%88%A5%E5%BA%9C%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 別府市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の6の項 別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達 並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの(保健の向上を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第5条第1項の規定による受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第8条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第8条第1項の規定による受給資格の登録を受けた事項の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ニ	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第4号及び第10号並びに第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ハ1	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号ハ2	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	別府市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年別府市条例第31号)第2条第7号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--